

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく施策の実施状況の市会への報告（案）

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例（令和3年6月8日施行）第14条の規定に基づく施策の実施状況の市会への報告について、令和4年度においては以下のとおり行います。

- （1）令和3年度の施策の実施状況報告書を議員室に全議員分配付します。（令和4年第3回市会定例会の本会議第2日）
- （2）温暖化対策・環境創造・資源循環委員会（温暖化対策統括本部審査）において報告を行います。

※ 次年度以降の市会への報告については、令和4年度中に改定を予定している「横浜市地球温暖化対策実行計画」の内容等を踏まえ、別途協議します。

【参考】

○横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例（抜粋）

（実施状況の公表）

第14条 市長は、毎年度、脱炭素社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。